

[資料 2]

後期高齢者医療制度の最近の動向について

令和5年10月

山口県後期高齢者医療広域連合

1 後期高齢者医療制度の最近の動向について

(1) 令和5年度における被保険者証の交付について

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）が公布され、令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方（3割負担の方を除く）の窓口負担割合が「2割」となった。令和4年度については一旦、7月に全員の方へ被保険者証を送付し、再度、9月に負担区分判定を行い、新たに2割負担となった方を含め、全員の方へ被保険者証を送付した。

令和5年度については、例年どおり保険証は年1回の更新となり、全被保険者に対して送付した。

	1割負担	2割負担	3割負担	合計
令和5年8月末日時点	195,522	49,357	11,810	256,689
令和4年10月末日時点	191,034	49,382	11,263	251,679
令和4年8月末日時点	239,517	—	10,917	250,434

(2) マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

国は令和6年秋頃を目標に保険証を廃止することとしている。マイナ保険証の登録手続きを完了されている方は保険証の代わりにマイナンバーカードを医療機関等に持参し、顔認証もしくは数字4桁のパスワードにより本人確認を行うことで負担割合や医療費の自己負担限度額についての情報を病院へ提供できることになる。しかしながら、現時点でマイナ保険証の初回登録をされた後期高齢者は令和5年7月時点で56%に留まっている。よって、マイナ保険証の未登録者については資格確認書を申請なしで交付することを予定している。また、マイナ保険証で負担割合を把握することができない医療機関等へ対応する為、保険者が送付する「資格情報のお知らせ」を持参していただくことも検討されている。

いずれにしても、保険証の廃止時期を含め未定の情報が多く広域連合としても対応に苦慮しているところではあるが、制度が固まり次第、市町と連携を図りながら被保険者に対して周知してまいりたい。

また、オンライン資格確認におけるデータ登録の誤りや未登録の情報があると報道等から情報が発信されている。山口県後期高齢者広域連合では保険情報を登録している中間サーバーにデータの誤りがないか定期的に点検しており、現在のところそのような事象は発生していない。引き続き、正しい情報を医療機関等に提供できるよう努めてまいりたい。

山口県後期高齢者医療加入者でのマイナ保険証初回登録率

	初回登録率
令和5年7月15日時点	56.44%
令和5年1月14日時点	37.04%
令和4年7月16日時点	9.96%
令和3年7月22日時点	5.72%

(3) 次期標準システムのクラウド化への対応

令和6年4月稼働に向けた後期高齢者医療広域連合電算処理システム（標準システム）の機器更改については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）などを踏まえ、標準システムの開発元である国民健康保険中央会において、クラウド化に向けた検討を行った。広域連合標準システム研究会において、次期標準システムについての仕様が提示されたことから、令和5年度中に次期標準システムのクラウド化への移行作業完了に向けた準備を行っていたが、令和5年2月9日付け厚生労働省事務連絡によりシステムの開発が遅れている為、機器の調達を一時停止するよう指示があった。その後、令和5年4月10日に厚生労働省よりスケジュールの説明があり、システムの切替期限を当初より1年先延ばしされた令和7年3月末日に延期する旨の指示があった。

山口県後期高齢者医療広域連合では、国から提供されるシステムの仕様に関する資料を確認しながら機器の調達など準備を進めているところである。クラウド化を進める中でシステム障害を発生させることのないよう、19市町と連携を図りながら事業を進めてまいりたい。

令和6年秋の健康保険証廃止以降の資格確認書の取扱い

○当分の間、マイナ保険証を保有していない方全てに資格確認書を申請によらず交付
⇒ 加入者全員にマイナ保険証又は資格確認書を交付

○資格確認書の有効期間は5年以内で保険者が設定（更新あり）

20230824 第166回社会保障審議会医療保障部会資料（抜粋）

＜従前の方針案と課題＞

○原則、本人の申請に基づき交付

※現在は、加入者全員に保険証を交付

○要介護高齢者、障害者等の要配慮者が支援者による支援を受けて受診する際、マイナ保険証での受診が難しい場合がある



＜対応案＞

○当分の間、**マイナ保険証を保有していない方全てに申請によらず交付**

⇒ **加入者全員にマイナ保険証又は資格確認書を交付**

○マイナ保険証を保有していても申請により資格確認書が交付された要配慮者について、継続的に必要と見込まれる場合には、更新時に申請によらず交付

○一度登録した後も、マイナ保険証の利用登録の**解除を可能**とし、資格確認書を交付

対象者・交付方法

○1年間に上限

・保険者の実務への影響大（現行の保険証）

被用者保険：原則有効期間なし

地域保険：2年の保険者もあり

・被保険者の更新手続き負担大

（要介護高齢者、障害者含め毎年手続発生）

○現行の保険証の発行実務等（被用者保険の平均加入期間等）を踏まえつつ、不正使用等を防止

⇒ **5年以内**で保険者が設定（更新あり）

○様式も、現行の実務・システムを活用

⇒ サイズ：カード型（はがき型を含む）

材質：紙、プラスチック

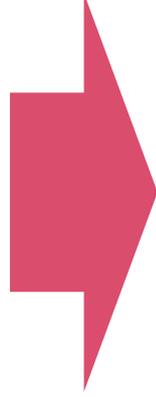
有効期間等

マイナ保険証の利用シーンの拡大について

20230824 第166回社会保険審議会医療保障部会資料（抜粋）

- オンライン資格確認の義務化対象外の医療機関等（※）については、今後、資格情報のみを確認できる汎用型カードリーダーの普及を進めることを想定しているが、当面、マイナ保険証の受入れが困難な場合には、資格確認書での受診のほか、マイナポータルでの被保険者資格の提示や保険者から提案のあった「資格情報のお知らせ」を活用した受診を可能とするといった、マイナ保険証の利用シーンの拡大を図っていく。

※約8,300施設（3.7%/レセプトベースで0.8%）【令和5年6月30日時点】



取組案

- オンライン資格確認の義務化対象外の医療機関等を受診する際などに、
 - ・ マイナ保険証と合わせてスマートフォンを携行し、受診時に、マイナポータルの被保険者資格情報を提示することで、受診可能とする。
 - ・ マイナ保険証と、「資格情報のお知らせ」やこのお知らせを容易に携帯して利用しやすくする工夫をしたものを一緒に提示することで、受診可能とする。

【マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会 最終とりまとめ（抜粋）】（令和5年8月8日）

- ・ 健康保険証の廃止に伴い、マイナ保険証の保有者がご自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、新規資格取得時や負担割合の変更時（70歳以上（後期高齢者医療制度は障害を有する65歳以上の被保険者を含む。）のみ）等に、氏名、被保険者等記号・番号・枝番、保険者番号、負担割合等を記載した資格情報のお知らせ（別添参照）を交付する。なお、当該お知らせについては、容易に携帯して利用ができるような工夫をし、マイナ保険証と一体で携帯することで、オンライン資格確認の義務化対象外の医療機関等も受診しやすくなると考えられる。

【参考】資格情報のお知らせ（イメージ）について

20230824 第166回社会保険審議会医療保障部会資料（抜粋）

【マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会 最終とりまとめ（別添）】（令和5年8月8日）

資格情報のお知らせ

(保険者名)
(保険者番号)

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。

記号	000	番号	00000000(枝番)00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サトウ タロウ		
生年月日	平成〇年〇月〇日		
性別	男		
負担割合(※)	3割		
資格取得年月日	平成〇年〇月〇日		
交付年月日	令和〇年〇月〇日		
保険者名	〇〇		

注) この文書でのみ医療機関を受診することはできませんが、マイナ保険証と一体で携帯することにより、オンライン資格確認の義務化対象外の医療機関等の受診が可能です。

※負担割合は、被用者保険において別途、高齢受給者証で示す場合は省略可能。
※オンライン資格確認等システムへのデータ登録状況を記載することも検討。

20230824 第166回社会保障審議会医療保険部会資料 (抜粋)

マイナポータルでの確認

- (1) 住民登録外者など、不安のある国民の皆様には、マイナンバーカードを用いて、御自身の情報が誤っていないかどうか、マイナポータルで確認ができることを紹介する。具体的には、スマートフォンなどでマイナポータルにログインし、「わたしの情報」でマイナンバーと紐付けて管理されている情報を確認できる。(確認する方法の詳細についてはP9参照)
※現在、必要な情報へ簡単にたどり着けるようにするため、マイナポータルの段階的な改修に取り組んでいる
- (2) 政府広報を活用するとともに、デジタル庁ホームページにおいても、御自身の情報が正しく登録 (紐付け) されているかどうか、分かりやすい動画の作成も行い、個人端末 (マイナポータル) 上でも確認できることを案内する。
- (3) デジタルに不慣れな方においては、御自身が信頼できる方に手伝ってもらい、マイナポータルを利用してもらおう。
- (4) 確認の結果、誤った情報などがあった場合には、マイナンバー総合フリーダイヤル (0120-95-0178) にまずはお問合せしてもらおう。

マイナンバーカードを用いて、御自身の情報が誤っていないかどうか、マイナポータルで確認できる。 ※3ステップの操作で確認可能

自分の情報が正しく登録されているかを確認する方法

公金受取口座

スマートフォンでの公金受取口座の確認方法

※PCも同様です

※初めてマイナポータルをご利用の方は「マイナポータル」アプリをインストールしてください

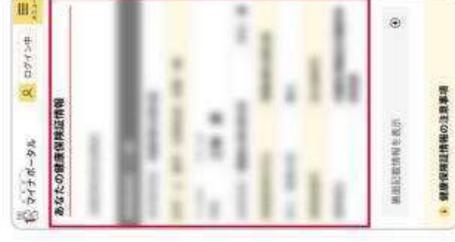


健康保険証

スマートフォンでの健康保険証の確認方法

※PCも同様です

※初めてマイナポータルをご利用の方は「マイナポータル」アプリをインストールしてください



公金受取口座

スマートフォンでの公金受取口座の確認方法

※PCも同様です

※初めてマイナポータルをご利用の方は「マイナポータル」アプリをインストールしてください

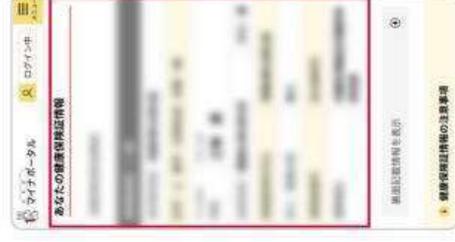


健康保険証

スマートフォンでの健康保険証の確認方法

※PCも同様です

※初めてマイナポータルをご利用の方は「マイナポータル」アプリをインストールしてください



1.ログイン

マイナポータルにログインします。

2.注目の情報

ログイン後、画面下部の「注目の情報」までスクロールし、「公金受取口座の登録・変更」を押します。

3.登録状況

公金受取口座の登録状況ページが表示され、登録されている口座情報を確認いただけます。

1.ログイン

マイナポータルにログインします。

2.注目の情報

ログイン後、画面下部の「注目の情報」までスクロールし、「最新の健康保険証情報の確認」を押します。

3.健康保険証情報

健康保険証情報のページが表示されます。ページの中段にある「あなたの健康保険証情報」から、登録されている健康保険証情報を確認いただけます。

※マイナポータルの対応端末をお持ちでない場合、ご家族の方等がお持ちのスマートフォン等を利用して、ご自身のマイナンバーカードを使ってご確認いただくことも可能です
※また、お住まいの市区町村によっては、担当窓口で公金受取口座の登録状況を確認できる支援端末を設置している場合がございます。支援端末の設置の有無については、お住まいの市区町村へお問い合わせください

後期高齢者医療広域連合電算処理システム（標準システム）の機器更改スケジュールの見直しについて

機器更改の状況

20230414 全国高齢者医療・国民健康保険主管課（部）長及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議資料（抜粋）

- 後期高齢者医療広域連合電算処理システム（標準システム）は、広域連合及び市町村において、後期高齢者医療制度の資格管理、賦課、収納、給付業務等を行うためのシステム。令和5年度末に保守期限を迎えるため、現在、機器更改を実施中。
- 【事業実施】国民健康保険中央会（開発事業者：株式会社FIXER）
【開発期間】令和4年4月から令和6年3月まで（令和6年4月から本稼働）
- 機器更改に当たっては、クラウド化を実施するほか、バッチ処理をCOBOL言語から、他の一般的なプログラミング言語（Java）へ変換（脱COBOL）する方針。
- 具体的には、
 - 令和4年度に、国保中央会でクラウドリフト対応及び脱COBOL等
 - 令和5年度に、国保中央会で性能対策等、広域連合でデータ移行、カスタマイズ対応等の更改作業を行う予定であったところ、開発作業（COBOL言語の変換等）に約3か月の遅延が発生しており、令和5年4月からの広域連合における更改作業及び事前のベンダー調達手続きに着手できない状況。

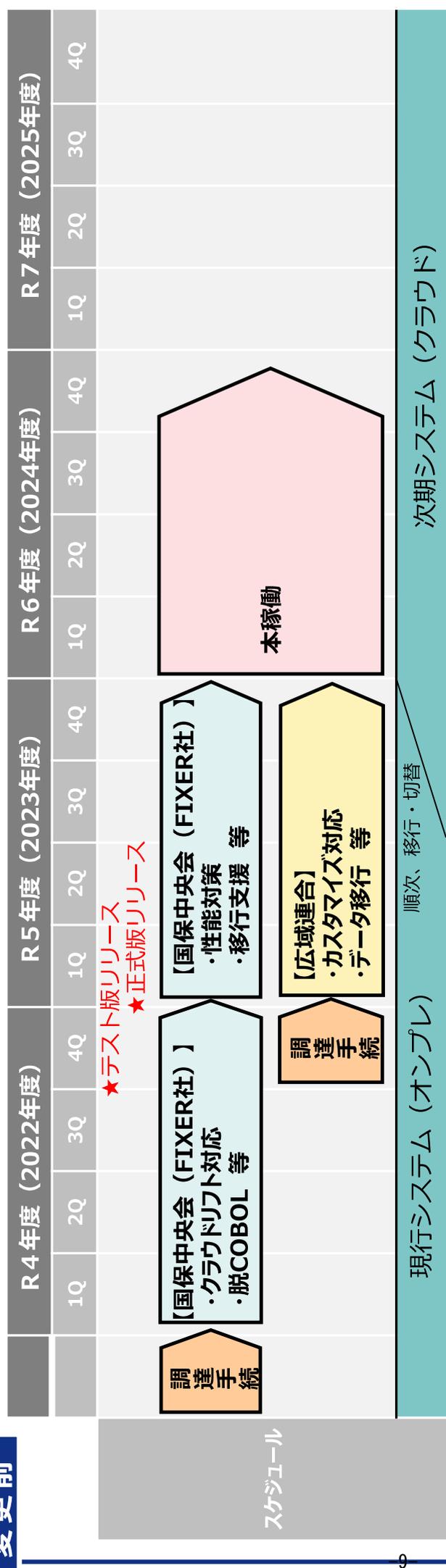
更改スケジュールの見直し

- ① 国保中央会及び開発事業者において体制強化しており、開発作業を確実に完了させ、広域連合における更改作業を令和5年10月から実施（半年延期）。
- ② 令和6年秋の保険証廃止対応及び広域連合から作業期間の十分な確保を要望されているため、現行システムの保守期限の延長対応を図り、次期システムへの移行期限を令和7年3月末とする（1年延期）。

後期高齢者医療広域連合電算処理システム（標準システム）の機器更改スケジュールの見直しについて

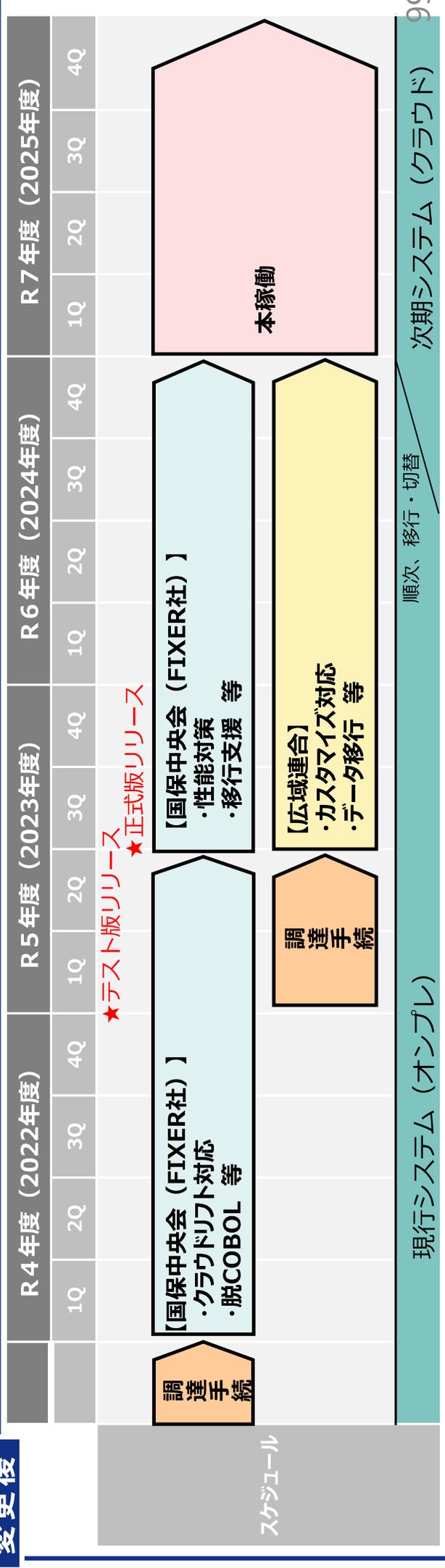
20230414 全国高齢者医療・国民健康保険王管課（部）長及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議資料（抜粋）

変更前



本稼働を1年延期

変更後



現行システム (オンプレ)

順次、移行・切替

次期システム (クラウド)